産業車両整備技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

平成20年2月

厚生労働省職業能力開発局

[次

1.	1級産業	車両整備技能検定	試験の試	験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・1ページ
	制定	平成12年度	改正	平成19年度
2.	2級産業	車両整備技能検定	試験の試	験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・9ページ
		同		上

- 1 1級産業車両整備技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
 - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

産業車両整備の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

- (2) 試験科目及びその範囲 表1の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目表1の右欄のとおりである。

表 1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験 1 産業車両	
産業車両の種類、用途及び 使用方法	1 次に掲げる産業車両の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。
	(1) ショベルローダ(2) フォークローダ(3) ストラドルキャリヤ(4) 構内運搬車
	(5) その他の産業車両 2 フォークリフトの種類、用途及び使用方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
	(1) 次の動力源のフォークリフト イ 内燃機関 ロ 蓄電池 (バッテリ)
	(2) 次の機能のフォークリフト イ カウンタバランスフォークリフト
	ロ リーチフォークリフト ハ サイドフォークリフト
	ニ オーダピッキングトラック ホ ウォーキーフォークリフト
	へ ラフテレインフォークリフト (3) アタッチメント
産業車両の装置の種類、構 造及び機能	次に掲げる産業車両の装置の構造及び機能について詳細な知識を有すること。
	(1) 内燃機関 (2) 燃料装置 (3) LPG装置 (4) 点火装置 (5) 始動装置 (6) 冷却装置
	(7) 潤滑装置 (8) 電動機 (9) 計器装置 (10) 蓄電池 (バッテリ) (11) 充電装置 (12) 動力伝達装置 (13) 沖圧装置 (14) 雲気装置 (15) 制御装置
	(13)油圧装置 (14)電気装置 (15)制御装置 (16)制動装置 (17)荷役装置 (18)走行装置

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	 (19)操舵装置 (20)保安装置 (21)アタッチメント (22)CNG装置 (23)DPF装置(ディーゼル微粒子除去装置) (24)三次元触媒マフラー (25)離席時の走行・荷役インターロックシステム
2 産業車両整備法 産業車両整備に使用する機 械、器工具及び計測器の種 類、用途及び使用方法	1 次に掲げる整備用機械・設備の用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) ボール盤 (2) 旋盤 (3) プレス (4) 電動ドリル (5) 電動グラインダ (6) オートリフト (7) 手動・電動油圧ポンプ (8) ジャッキ
	 (9) スチームクリーナ (10)部品洗浄装置 (11)溶接装置 (12)コンプレッサ (13)チェーンブロック (14)クレーン (15)インパクトレンチ (16)バルブシートリフェーサ (17)高速カッタ 2 次に掲げる整備用器工具の用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) 次の切削工具 イ ドリル ロ リーマ ハ タップ及びダイスニスクレーパ ホ 金のこ へ たがねト やすり
	(2) 次の作業用器工具 イ スパナ ロ レンチ ハ プライヤ ニ ニッパ ホ ペンチ ヘ ドライバ ト ハンマ チ ポンチ リ 定盤 ヌ Vブロック ル バルブリフタ ヲ ピストンリングコンプレッサ ワ レバーブロック (マグネットスタンド) カ プラー ヨ 万力 タ クリッパ レ はんだこて ソ 圧着工具 ツ ワイヤストリッパ (3) 次の研削研磨工具
	イ グラインダ ロ サンダ ハ 研磨布紙 ニ 砥石 (4) 次の給油・給油脂用機械器具 ロ オイルバケットポンプ イ ドラムポンプ ロ オイルバケットポンプ ハ グリースガン ニ 油さし (5) 塗装用器具

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目			
	3 次に掲げる計測器の用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。			
	イスコヤ	ロマケール		
	ハマイクロメータ			
	ホキャリパ			
	トプレスゲージ			
	リ テーパゲージ			
	ル シリンダゲージ			
	ヨ バキュームゲージ	カ コンプレッションゲージ		
	レ チェーンゲージ			
	ツ油圧計			
	ナ温度計	ラ回転計		
	ム・比重計	ウ電流計		
	井 電圧計			
		ク ラジエータキャップテスタ		
	ヤサーキットテスタ			
		フ エンジンタイミングタコメータ		
	コ サウンドスコープ			
	テトルクレンチ			
	サ プッシュプルゲージ			
	ユ 排ガス測定器(COF			
	メ き裂探傷器(染色浸透			
	ミ バッテリ・クーラント			
	4 次に掲げる試験・検査機器及び探傷剤の用途及び使用方法につい			
	て一般的な知識を有すること 			
	イ 噴射ポンプテスタ	ロ 油圧ポンプテスタ		
	ハ動力試験機			
	ホーばね試験機	へ 硬さ試験機		
	ト 内面検査スコープ			
産業車両の故障の原因及び	1 産業車両の故障の原因に関	目し、次に掲げる事項について詳細な知		
発見方法	識を有すること。			
	(1)過負荷、給油の過不足、	操作不良、保守点検不良等取扱及び保		
	守上の原因			
	(2) 調整不良、整備不良等團	を備上の原因		
	2 産業車両の故障の原因に関	関し、次に掲げる事項について一般的な		

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の	細目
産業車両の装置の点検、分解、組立て及び調整の方法	ついて詳細な知識を有すること。 (1) 内燃機関 (2) 燃料装置 (4) 点火装置 (5) 始動装置 (7) 潤滑装置 (8) 電動機 (10)蓄電池(バッテリ) (11)充電装置 (13)油圧装置 (14)電気装置 (16)荷役装置 (17)走行装置	掲げる事項について詳細 二 温度
産業車両整備の段取り	(24)離席時の走行・荷役インターロックシン 産業車両の整備の段取りに関し、次に掲げる 知識を有すること。	
3 材料	(1) 整備の手順 (2) 整備の	の工数見積り
産業車両に使用する材料の種類、性質及び用途	1 金属材料に関する次の用語について一般的 (1) 引張り強さ (2) せん断強さ (4) 降伏点 (5) 硬さ (7) 延性及び展性 (8) 粘り強さ (10)熱膨張 (11)熱伝導 (13)導電性 2 産業車両に使用する材料の種類、性質及の知識を有すること。 (1) 一般鋼材 (2) 炭素鋼	(3) 伸び(6) 加工硬化(9) 疲れ(疲労)(12)比重 び用途について一般的な

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目		
	(4) 鋳鋼 (5) 特殊鋼 (6) 銅及び銅合金		
	(7) 砲金 (青銅) (8) アルミニウム及びアルミニウム合金		
	(9) ホワイトメタル (10)ゴム (11)合成樹脂		
	(12)ファイバー (13)ガラス (14)液晶		
	(15)その他の材料		
	3 材料試験に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有するこ		
	と。		
	(1) 引張試験 (2) 圧縮試験 (3) 曲げ試験		
	(4) 衝撃試験 (5) 硬さ試験		
産業車両整備に使用する	材 産業車両整備に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的		
料の種類、性質及び用途	な知識を有すること。		
	(1) 次の溶接用材料		
	イ 溶接棒 ロ はんだ ハ 接着剤		
	ニ 酸素 ホ 可燃性ガス へ 非可燃性ガス		
	ト 不活性ガス チ ペースト		
	(2) 次の塗料材料		
	イ 塗料 ロ 顔料 ハ 溶剤		
	(3) その他の材料		
	イ 防錆剤 ロ 電解液		
金属材料の熱処理	金属材料の次の熱処理の方法及び効果について一般的な知識を有す		
	ること。		
	(1) 焼入れ (2) 焼き戻し		
	(3) 焼きなまし (4) 焼きならし		
4 機械要素			
機械の主要構成要素の種類	類、 次に掲げる機械の主要構成要素の種類、形状及び用途について一般		
形状及び用途	的な知識を有すること。		
	(1) 次の締結部品		
	イ キー、コッタ及びピン ロ ねじ		
	ハ ボルト、ナット及びワッシャ ニ スナップリング		
	(2) 次の伝導装置		
	イ 歯車伝導装置 ロ ベルト伝導装置		
	ハ 油圧伝導装置 ニ チェーン伝動装置		
	ホ ワイヤ伝導装置 ヘ クラッチ ト トルクコンバータ		
	(3) 軸、軸受及び軸継手		
	(4) 管 (チューブ、パイプ及びホース)		
	(5) 管継手、ガスケット及びパッキン		

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
「「松中本」 IT へんが中山戸本土	 (6) シール (オイルシール、フローティングシール及びOリング) (7) 弁及びコック (8) ブレーキ (9) 緩衝器 (10) ばね (11) リンク装置及びカム装置
5 燃料及び油脂類 燃料及び油脂類の種類、性 質及び用途	次に掲げる燃料及び油脂類の種類、性質及び用途について一般的な 知識を有すること。 (1) 次の燃料
	イ 液化石油ガス (LPG)ロ ガソリンハ 軽油ニ 圧縮天然ガス (CNG)(2) 次の潤滑油脂等
	イ エンジンオイルロ ギアオイルハ グリースニ 作動油ホ デフオイルヘ トルコンオイルト ブレーキフルードチ 不凍液リ LLC
6 力学及び材料力学 力学の基礎理論	ヌ 冷却ガス ル 洗浄液 力学の基礎理論に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有
力子v2 基礎在開	すること。 (1) 力のつりあい (2) 力の合成と分解 (3) 力のモーメント (4) 速度と加速度 (5) 回転速度 (6) 遠心力と求心力 (7) 慣性 (8) 仕事及びエネルギー (9) 動力 (10)摩擦 (11)効率 (12)油圧及び空気圧
材料力学の基礎理論	材料力学の基礎理論に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 荷重及び応力 (2) ひずみ及び弾性限度 (3) 許容応力及び安全率 (4) 応力集中 (5) 曲げ応力 (6) はりの曲げ強さ
7 製図 日本工業規格に定める図示 法、油圧・空気圧用図記号 及び電気用図記号	1 日本工業規格に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 寸法記入法 (2) 仕上げ記号 (3) 溶接記号 (4) 加工法の略号 (5) 油圧・空気圧用図記号 (6) 電気用図記号 2 次に掲げる図面の読図について一般的な知識を有すること。 (1) 機械組立て (2) 電気装置の回路図・配線図 (3) 油圧装置の回路図・配線図
8 電気	

	試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目				
	電気用語	次に掲げる電気用語について一般的な知識を有すること。				
		(1) 電流	(2	2) 電圧	(3)	抵抗
		(4) インピーダ	ンス (5	5) 電気容量	(6)	電力及び電力量
		(7) オームの法	則 (8	3) 磁気	(9)	電磁誘導
		(10)接地	(1	1)周波数	(12))半導体
		(13)力率	(1	4)定格	(15))絶縁
		(16)短絡(ショ	ート)			
	電気機械器具の使用方法	電気機械器具の使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な				
		知識を有すること	0			
		(1) 電動機(モ	ータ)	(2) 変圧	器()	·ランス)
		(3) 整流器		(4) バッ	テリ	
		(5) 充電装置		(6) コン	デンサ)
		(7) コイル		(8) マグ	ネット	ヘスイッチ
		(9) マイクロス	イッチ	(10)抵抗	(器)	
		(11)ダイオード		(12) トラ	ンジフ	スタ
		(13)サイリスタ		(14)開閉	器	
		(15) ヒューズ		(16)継電	器(リ	リレー)
		(17)照明器具		(18)電熱	器具	
		(19)センサ				
9	関係法規					
	廃棄物の処理及び清掃に関	廃棄物の処理及	び清掃に関	する法律関係	法令の	つうち、産業車両整備
	する法律(昭和45年法律第1	作業に関する部分	について一	般的な知識を	有する	らこと。
	35号)関係法令のうち、産					
	業車両整備に関する部分					
10	安全衛生					
	安全衛生に関する詳細な知	1 フォークリフ	ト整備作業	に伴う安全衛	生に関	曷し、次に掲げる事項
	識	について詳細な	知識を有す	ること。		
		(1) 機械、器工	具、原材料	·等の危険性又	は有害	手性及びこれらの取扱
		方法				
		(2) 安全装置、	有害物抑制	装置又は保護	具の性	生能及び取扱方法
		(3) 作業手順				
		(4) 作業開始時	の点検			
		(5) フォークリ	フト整備作	業に関して発	生する	るおそれのある疾病
		の原因及び予	防			
		(6) 整理、整頓	及び清潔の	保持		
		(7) 事故時等に	おける応急	措置及び退避		

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目		
	(8) その他、フォークリフト整備作業に関する安全又は衛生のため に必要な事項 2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係法令(フォーク リフト整備作業及び特定自主検査に関する部分に限る。)について 詳細な知識を有すること。 3 荷重表、性能曲線の見方等フォークリフトを安全に使用するため に必要な事項に関し、詳細な知識を有すること。 4 次に掲げる防爆用語について詳細な知識を有すること。 (1) 防爆構造の種類 (2) 爆発等級 (3) 発火度 (4) 錠締構造		
実 技 試 験 産業車両整備作業			
産業車両整備作業の段取り 産業車両の故障の発見 産業車両の修理 産業車両の装置の点検、分解、 組立て及び調整 測定 工数見積り	産業車両整備作業の段取りができること。 産業車両の故障の発見ができること。 産業車両の修理ができること。 産業車両の装置の点検、分解、組立て及び調整ができること。 産業車両整備に必要な測定ができること。 工数見積りができること。		

- 2 2級産業車両整備技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
 - (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

産業車両整備の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

- (2) 試験科目及びその範囲 表2の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目表2の右欄のとおりである。

表 2

試験科目及びその範囲の細目
1 次に掲げる産業車両の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。
(1) ショベルローダ(2) フォークローダ(3) ストラドルキャリヤ(4) 構内運搬車
(5) その他の産業車両 2 フォークリフトの種類、用途及び使用方法に関し、次に掲げる事
項について詳細な知識を有すること。 (1) 次の動力源のフォークリフト
イ 内燃機関 ロ 蓄電池 (バッテリ) (2) 次の機能のフォークリフト
イ カウンタバランスフォークリフト ロ リーチフォークリフト
ハ サイドフォークリフトニ オーダピッキングトラックホ ウォーキーフォークリフト
(3) アタッチメント 次に掲げる産業車両の装置の構造及び機能について一般的な知識を
有すること。
(1) 内燃機関 (2) 燃料装置 (3) LPG装置 (4) 点火装置 (5) 始動装置 (6) 冷却装置
(7) 潤滑装置 (8) 電動機 (9) 計器装置 (10) 蓄電池 (バッテリ) (11) 充電装置 (12) 動力伝達装置
(13)油圧装置(14)電気装置(15)制御装置(16)制動装置(17)荷役装置(18)走行装置(19)操舵装置(20)保安装置(21)アタッチメント

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
試験科目及びその範囲 2 産業車両整備法 産業車両整備に使用する機 械、器工具及び計測器の種 類、用途及び使用方法	武験科目及びその範囲の細目 1 次に掲げる整備用機械・設備の用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) ボール盤 (2) プレス (3) 電動ドリル (4) 電動グラインダ (5) オートリフト (6) 手動・電動油圧ポンプ (7) ジャッキ (8) スチームクリーナ (9) 部品洗浄装置 (11) コンプレッサ (12) チェーンブロック (13) クレーン (14) インパクトレンチ (15) 高速カッタ
	 2 次に掲げる整備用器工具の用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 次の切削工具 イ ドリル ロ リーマ ハ タップ及びダイスニスクレーパ ホ 金のこ へ たがねト やすり (2) 次の作業用器工具イスパナ ロ レンチ ハ プライヤ ニ ニッパホペンチ ヘ ドライバ ト ハンマ チ ポンチリ 定盤 ヌ Vブロック ル バルブリフタ
	ヲ ピストンリングコンプレッサ ワ レバーブロック (マグネットスタンド) カ プラー ヨ 万力 タ クリッパ レ はんだこて ソ 圧着工具 ツ ワイヤストリッパ (3) 次の研削研磨工具 イ グラインダ ロ サンダ ハ 研磨布紙 ニ 砥石 (4) 次の給油・給油脂用機械器具 イ ドラムポンプ ロ オイルバケットポンプ ハ グリースガン ニ 油さし (5) 塗装用器具 3 次に掲げる計測器の用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。

イ スコヤ ロ スケール ハ マイクロメータ ニ ノギス

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目			
試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目			
	オ ノズルテスタ ク ラジエータキャップテスタ ヤ サーキットテスタ マ スモークメータ ケ クランプメータ フ エンジンタイミングタコメータ コ サウンドスコープ エ ストップウオッチ テ トルクレンチ ア バネばかり サ プッシュプルゲージ キ 騒音測定器 ユ 排ガス測定器 (COHCメータ) メ き裂探傷器 (染色浸透探傷剤) ミ バッテリ・クーラントテスタ 4 次に掲げる試験・検査機器及び探傷剤の用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 イ 噴射ポンプテスタ ロ 油圧ポンプテスタ ハ 動力試験機 ニ 磁粉探傷器 ホ ばね試験機 へ 硬さ試験機 ト 内面検査スコープ チ オシロスコープ			
産業車両の故障の原因及び発見方法	1 産業車両の故障の原因に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 過負荷、給油の過不足、操作不良、保守点検不良等取扱及び保守上の原因 (2) 調整不良、整備不良等整備上の原因 2 産業車両の故障の原因に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 強度、材料、耐久性等設計上の原因 (2) 材料、機械加工、熱処理、溶接等製作上の原因 3 産業車両の故障の発見方法に関し、次に掲げる事項について一般			

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目		
	的な知識を有すること。 (1)機能及び性能の確認 (2)次の要素による異常状況の確認		
	(2) 人の安系による共市人代の唯記 イ 音 ロ 臭い ハ 振動 ニ 温度		
	リき裂、変形、はく離		
	ヌ 磨耗、焼き付き、腐食等		
	ル 断線、接触不良、短絡(ショート)		
産業車両の装置の点検、分	次に掲げる産業車両の装置の点検、分解、組立て及び調整の方法に		
解、組立て及び調整の方法	次に掲りる産業単画の装直の点検、分解、組立て及び調整の方法に ついて一般的な知識を有すること。		
711 712 77 77 77	(1) 内燃機関 (2) 燃料装置 (3) LPG装置		
	(4) 点火装置 (5) 始動装置 (6) 冷却装置		
	(7) 潤滑装置 (8) 電動機 (9) 計器装置		
	(10) 蓄電池(バッテリ) (11) 充電装置 (12) 動力伝達装置		
	(13)油圧装置 (14)電気装置 (15)制動装置		
	(16) 荷役装置 (17) 走行装置 (18) 操舵装置		
	(19)保安装置 (20)アタッチメント		
3 材料			
産業車両に使用する材料の	1 金属材料に関する次の用語について概略の知識を有すること。		
種類、性質及び用途	(1) 引張り強さ (2) せん断強さ (3) 伸び		
	(4) 降伏点 (5) 硬さ (6) 加工硬化		
	(7) 延性及び展性 (8) 粘り強さ (9) 疲れ (疲労)		
	(10)熱膨張 (11)熱伝導 (12)比重		
	(13) 導電性		
	2 産業車両に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な		
	知識を有すること。		
	(1) 一般鋼材 (2) 炭素鋼 (3) 鋳鉄		
	(4) 鋳鋼 (5) 特殊鋼 (6) 銅及び銅合金		
	(7) 砲金 (青銅) (8) アルミニウム及びアルミニウム合金		
	(9) ホワイトメタル (10)ゴム (11)合成樹脂		
	(12)ファイバー (13)ガラス (14)液晶		
	(15) その他の材料		
	3 材料試験に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有するこ		
	と。 (1) 引用針股 (2) 工統計股 (2) 出げ針股		
	(1) 引張試験 (2) 圧縮試験 (3) 曲げ試験 (4) 衝撃計験 (5) 硬や計験		
	(4) 衝撃試験 (5) 硬さ試験		

	試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目		
	産業車両整備に使用する材 料の種類、性質及び用途	産業車両整備に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 次の溶接用材料		
		イ 溶接棒 ロ はんだ ハ 接着剤 ニ 酸素 ホ 可燃性ガス ヘ 非可燃性ガス ト 不活性ガス チ ペースト (2) 次の塗料材料 ロ 顔料 ハ 溶剤 (3) その他の材料		
	金属材料の熱処理	イ 防錆剤 ロ 電解液 金属材料の次の熱処理の方法及び効果について概略の知識を有すること。 (1) 焼入れ (2) 焼き戻し (3) 焼きなまし (4) 焼きならし		
4	機械の主要構成要素の種類、形状及び用途	次に掲げる機械の主要構成要素の種類、形状及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 次の締結部品 イ キー、コッタ及びピン ロ ねじ ハ ボルト、ナット及びワッシャ ニ スナップリング (2) 次の伝導装置 イ 歯車伝導装置 ロ ベルト伝導装置 ハ 油圧伝導装置 ニ チェーン伝導装置 ホ ワイヤ伝導装置 ヘ クラッチ ト トルクコンバータ (3) 軸、軸受及び軸継手 (4) 管 (チューブ、パイプ及びホース) (5) 管継手、ガスケット及びパッキン (6) シール(オイルシール、フローティングシール及びOリング) (7) 弁及びコック (8) ブレーキ (9) 緩衝器 (10) ばね (11) リンク装置及びカム装置		
5	燃料及び油脂類 燃料及び油脂類の種類、性 質及び用途	次に掲げる燃料及び油脂類の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 次の燃料		

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
	イ 液化石油ガス(LPG) ロ ガソリン ハ 軽油 ニ 圧縮天然ガス(CNG) (2) 次の潤滑油脂等 イ エンジンオイル ロ ギアオイル ハ グリース ニ 作動油 ホ デフオイル ヘ トルコンオイルト ブレーキフルード チ 不凍液 リ LLC ヌ 冷却ガス ル 洗浄液	
6 力学及び材料力学		
力学の基礎理論	力学の基礎理論に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有す	
	ること。 (1) ナロードナン (2) ナロヘナンハ畑	
	(1) 力のつりあい (2) 力の合成と分解 (2) 大のエー・ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) 力のモーメント (4) 速度と加速度 (5) 同転速度 (6) まとれたまとれ	
	(5) 回転速度 (6) 遠心力と求心力 (7) 慣性 (8) 仕事及びエネルギー	
	(9) 動力 (10)摩擦	
	(11)効率 (12)油圧及び空気圧	
材料力学の基礎理論	材料力学の基礎理論に関し、次に掲げる事項について概略の知識を	
1.1.1.1.2.2.1.4.5 TENCATTHIN	有すること。	
	(1) 荷重及び応力 (2) ひずみ及び弾性限度	
	(3) 許容応力及び安全率 (4) 応力集中	
	(5) 曲げ応力 (6) はりの曲げ強さ	
7 製図		
日本工業規格に定める図	図示 1 日本工業規格に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有	
法、油圧・空気圧用図記	己号 すること。	
及び電気用図記号	(1) 寸法記入法 (2) 仕上げ記号	
	(3) 溶接記号 (4) 加工法の略号	
	(5) 油圧・空気圧用図記号 (6) 電気用図記号	
	2 次に掲げる図面の読図について一般的な知識を有すること。	
	(1)機械組立て (2)電気装置の回路図・配線図	
	(3) 油圧装置の回路図・配線図	
8 電気		
電気用語	次に掲げる電気用語について一般的な知識を有すること。	
	(1) 電流 (2) 電圧 (3) 抵抗 (4) インパ が (5) 電圧 (6) 電力及び電力	
	(4) インピーダンス (5) 電気容量 (6) 電力及び電力量 (7) オンプルの注明 (9) 税与 (0) 電磁鉄道	
	(7) オームの法則 (8) 磁気 (9) 電磁誘導 (10) 辞地 (11) 国油粉 (12) 光道体	
	(10)接地 (11)周波数 (12)半導体	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目		
電気機械器具の使用方法	(16)短絡(ショート)	E格 (15)絶縁 、次に掲げる事項について一般的な	
9 関係法規	(1) 電動機 (モータ) (3) 整流器 (5) 充電装置 (7) コイル (9) マイクロスイッチ (11) ダイオード (13) サイリスタ (15) ヒューズ (17) 照明器具	(4) バッテリ(6) コンデンサ(8) マグネットスイッチ	
廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和45年法律第1 35号)関係法令のうち、産 業車両整備に関する部分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令のうち、産業車両整備 作業に関する部分について概略の知識を有すること。		
10 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) フォークリフト整備作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他、フォークリフト整備作業に関する安全又は衛生のために必要な事項		
	検査に関する部分に限る。)に	マオークリフト整備作業及び特定自主 ついて詳細な知識を有すること。 マオークリフトを安全に使用するため ロ識を有すること。	

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目	
実 技 試 験	 4 次に掲げる防爆用語について一般的な知識を有すること。 (1) 防爆構造の種類 (2) 爆発等級 (3) 発火度 (4) 錠締構造 	
産業車両整備作業		
産業車両の故障の発見	産業車両の故障の発見ができること。	
産業車両の修理	産業車両の修理ができること。	
産業車両の装置の点検、分解、	産業車両の装置の点検、分解、組立て及び調整ができること。	
組立て及び調整		
測定	産業車両整備に必要な測定ができること。	